

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日(金) 午後1時30分～午後2時55分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産課	技 師	水 谷 昂 栄
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

舞鶴市水産課	係 長	浅 野 弦 一
--------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都府漁業調整規則の一部改正について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

第2号議案 機船船びき網漁業(さより二そうびき機船船びき網漁業)の  
制限措置等について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

第3号議案 いさざろし網漁業の制限措置等について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

## 5. 議事

事務局長

委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第27回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、八木委員、津田委員、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席をされており、出席委員は6名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は年末のお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。今回が今年最後の委員会になりますので、よろしく願いいたします。

本日は3つの議案がございます。第1号議案の「京都府漁業調整規則の一部改正について」、それから第2号議案「機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について」、そして第3号議案「いさざろし網漁業の制限措置等について」です。いずれも知事からの諮問ですので、答申に向けて御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。川崎委員、益田委員よろしくお願いします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

まず第1号議案「京都府漁業調整規則の一部改正について」を審議させていただきます。京都府から説明をお願いします。

(水産課)

水谷技師

(第1号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございます。それでは只今の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

法律用語の確認をさせていただきます。従前は刑罰の種類として死刑、懲役、禁錮というかたちで考えていたところを、懲役刑と禁錮刑を1つにして拘禁刑になったということですが、これは具体的にどういう意味になるのでしょうか。

水谷技師 刑法を所管しているわけではありませんので、あくまでもざっくりとした概要にはなりますが、まず懲役刑については、刑務所で何らかの労働に従事させるというものです。そして、禁錮刑については、牢屋でずっと過ごし、労働をさせないというものです。

今回、拘禁刑として1つにしたことによって、受刑者の資質や、その時点での環境に応じて、禁錮刑にするか、もしくは懲役刑として労働させるべきかを適宜判断するかたちになり、社会復帰に向けて、よりよい刑罰を科すことができるということになります。

そのため、拘禁刑の意味としては、労働を科すこともできるし、禁錮のように、牢屋に閉じ込めておくこともできるという両方の側面を含んだものとなっております。

葭矢会長 ありがとうございます。

もう一点、私も、大中型まき網漁業との調整を考える会の座長をしている関係上お聞きしたいのですが、新たに設けられた「通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」という規定については、罰則が設けられているのでしょうか。

水谷技師 規定されております。罰則としては、現状、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金になります。懲役については、今後は拘禁刑に表記が変わります。

葭矢会長 京都府では、沿岸から3海里のところ、まき網船に対して操業制限を設けていますが、その付近でAISを作動していないような疑わしい操業らしきものを見つけた場合、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

水谷技師 新設した部分については、その1つ上に記載がありますが、電子機器、すなわち、AISもしくはVMSを常時作動させることという命令が下された船舶に対してのみ、適用されるということになります。

そのため、自主的にAISを搭載している場合は、通信妨害をされていても、この規定は適用されません。ただ、そのような怪しい操業をしていたり、そういう場面を確認できた場合には、京都府へ連絡いただければと思います。その上で、水産庁や所管する事務

所へ通報すれば、電子機器を常時作動させるよう命令が出されることも十分考えられますので、怪しい場面を見たですとか、ここにこんな船がいたという情報があれば、可能であれば位置情報もいただけると助かります。

葎矢会長 現状、京都府の沖合で操業しているまき網船の方には、命令は下されているのでしょうか。命令されている隻数が分かるのであれば、情報としていただきたいです。

水谷技師 例えば、国の事業を活用して建造された船舶などは、その事業を活用する条件として、A I Sを設置することなどが定められている場合もあります。

京都府で操業されているまき網船が、漁業法第52条第2項に基づく命令を受けて、A I S等を作動させているかということについては、現状では分からない部分があります。水産庁にも確認をしてみますが、かなり、まき網会社の事情にも踏み込んだ質問になりますので、はっきりと回答が得られるかはわかりません。

いずれにしろ、次回以降の委員会で共有をさせていただくか、もしくは事務局に伝えさせていただくか等で、対応できればと思います。

廣岡補佐 本府で操業する大中型まき網漁船につきましては、今年度の委員会で八木委員からご指摘があり、事務局からまき網船団の操業数について、お答えしています。

本府沖合で操業するまき網漁船においては、本船のみVMSの設置が大臣の命令で認定されております。それから、農林水産大臣の命令を受けて、VMSを常時作動しているものとしては、府の所属漁船を含めて、大臣許可の対象である沖合底びき網漁船があります。

葎矢会長 ありがとうございます。

本府沖合で操業可能なのは7船団でしたかね。本船に限っては、命令によりVMSを常時作動しているということです。

A I Sの作動までは規定されていないようですが、府内の漁業者からはA I Sの発動について要望がありますし、そのあたりは命じられないのでしょうか。

水谷技師            基本的に大臣許可の漁船については、VMSが設置されています。AISは比較的小規模な船でも装備としてつけることができるという側面はありますが、国としては、原則VMSを搭載としています。対してAISについては、知事許可漁業の漁船をメインに、使い分けをされているようです。

川崎委員            VMSの情報を受信する場合は、どうしたら良いのでしょうか。電波が出るでしょうし、それを私たちが受信できれば、情報は見えるわけですね。

葭矢会長            らくようも見られるのでしょうか。

水谷技師            VMSについては、発信している電波の型番を把握している人にしか情報が伝わりません。それを把握しているのは水産庁だけです。怪しい船がいた場合、我々も水産庁の持っている情報で確認をお願いするという形になっています。AISは、基本的にどんな船でも、どこにいるのかを相互に確認できるという状況ですが、VMSについては、一部の知っている人しか確認できません。

川崎委員            怪しいと思ったときには、もう漁船はいなくなっているということですね。

水谷技師            今は航跡が残りますので、どこにいたのかということは把握できるようです。水産庁としては、船の動き方を見て、通過しただけなのか、操業していたのかを判断することは可能であるとのこと。底びき船が四角に動くのか、もしくは直線的に移動するだけなのかであったり、一定の距離をどれぐらいの時間で移動したかであったりというところも含めて、判断出来ると水産庁は言っております。ただ、具体的にこういう場合は操業していて、こういう場合は通過していただいただけというような判断基準までは、私たちも確認したわけではありませんので、あくまで水産庁としての見解になります。

狩野委員            大臣許可漁業の船舶が設置しているVMSの情報について、開示請求によって知ることはできないのでしょうか。京都府から直

接水産庁に問い合わせをしていくのが良いと思いますし、水産庁も都道府県へ情報を提供するべきだと思います。

廣岡補佐 都道府県においては、農林水産大臣の許可漁業である大中型まき網漁業のVMS情報について、通常知ることはできません。前回の委員会でも報告しましたが、昨今のまき網漁船の怪しいと思われる操業状況については、京都府から水産庁境港漁業調整事務所に対し、事実確認と問題があった際の当該船団に対する指導の要請をしたところ です。

そのときも、らくようが現認した当時のVMSの航跡情報はわかりませんし、当然水産庁が我々に提供するものでもありません。

VMS設置というのが大臣許可船に義務化されて以降、いろんな都道府県が情報開示をとということで、水産庁なり、各出先の漁業調整事務所にも要請はしておりますが、大臣許可に関わることということで、事務レベルの要請については、答えられていないというのが実情です。

そして、公文書公開請求等に基づく請求をすればどうかという話ですが、他の都道府県でそういう請求をされたという事案を承知しておりませんので、仮に京都府として、水産庁なり境港漁業調整事務所に公的に請求をしたときに、どのような対応がなされるかというのは、想定しがたいというのが正直なところ です。将来そういうことが起こりうるかもしれませんので、関係する都道府県に随時情報を伺い、該当するような事例があれば、この場で報告させていただきたい と思います。

葭矢会長 ありがとうございます。

それでは、今回の漁業調整規則の改正につきましては、国の法律が一部変わったということに基づいて、必要な部分を改正されるという内容になっております。

その他御意見、御質問ございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御質問等ございませんので、この議案につきましては問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長           ありがとうございます。それでは、異議ない旨、答申をさせていただきます。ありがとうございます。

次に第2号議案でございます。

「機船船びき網漁業(さより二そうびき機船船びき網漁業)の制限措置等について」、審議をさせていただきます。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(第2号議案について説明)

葭矢会長           ありがとうございます。それでは只今の説明につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

すでに10隻が許可を受けていて、許可の上限としては18隻ということですが、今のところ8隻分全ての申請が出てくる予想になるのでしょうか。

尾崎副主査       今年度は継続の申請の対象者がいらっしゃいませんので、全員が新規としての申請になります。ただ、新しく申請が出てくる見込みはなく、逆に減る可能性も否定できません。

現在許可を受けている船舶のうち、1隻分が継続について現在検討中という状況ですので、おそらく今後増えることはないと思います。

葭矢会長           新しく許可をする場合は、所属全体に許可をするという理解でよろしいですか。

尾崎副主査       今現在操業されているのは、舞鶴田井、野原、小橋、三浜地区になります。過去には丹後町や久美浜町でも操業されていましたが、現状この2海域については、申請はありません。

葭矢会長           さより二そうびきの操業はなかなかテクニックが必要だと思えますので、後継者探しの課題があるように思います。

例えば、さよりを料理で提供するというようなことはあるんで

しょうか。

池田委員 さよりを提供することは少ないですし、難しいと思います。

葭矢会長 分かりました。

もう一度重ねてお聞きしますが、8隻分の許可枠があり、今回申請を受け付けるとのことですが、今のところ新たに許可をしてほしいという漁業者を見つけるのは、なかなか難しい状況なのですかね。

尾崎副主査 そうです。さより二そうびき網船の操業自体、同じような馬力数の2隻でもって操業しなければならないことや、燃料もかなり消費するということが原因として考えられます。相当経験も必要になると思いますし、そもそも全国的に、さよりの漁獲があまり芳しくない状況にあり、京都府でも、2021年に若干獲れた程度で、最盛期と比べると、2000年を境にどんどん落ちてきています。そういった漁獲状況を勘案すると、なかなか難しいところだと思います。

葭矢会長 一応許可を受け付ける関係上、公示はされるということですね。その他何か御質問、御意見等ございますか。

**【発言者なし】**

葭矢会長 それでは御意見等ございませんので、この議案につきましては問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、異議ない旨、答申をさせていただきます。

次に第3号議案「いさぎ落とし網漁業の制限措置等について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

尾崎副主査 (第3号議案について説明)



葭矢会長            ありがとうございました。それでは只今の説明につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

石倉委員            漁業を営む者の資格として、京都府に住所を有するものと記載がありますが、操業区域には全く関係ないのですね。言ってしまうと、舞鶴市外に住んでいても申請できるということでしょうか。

水谷技師            いさぎ落とし網については、漁業権漁業ではないという側面もありまして、具体的に舞鶴市内に居住することというような住所要件はつけておりません。

あくまで知事が許可する漁業というところもありますので、ことさら対象者を限定することは、余りにも権利を制限し過ぎではないかということで、水産庁と相談の上で決めさせていただきました。そのような背景もあり、京都府の漁業ですので、住所を制限するにしても、その程度の制限が限界だろうという考えになっております。

ですので、大阪や神戸から申請が上がってくることはありませんが、京都府内に居住している方であれば、どなたでも申請をいただくことは可能です。

葭矢会長            ありがとうございます。

漁具の構造としても、とても簡単な漁法ですので、京都府内在住の方であれば、だれでも申請いただけるということです。実際に漁獲があがったときに、どう処理していくのかが課題として残っているのですけれども、今回は、6名の許可枠について受け付けますということで公示するものです。

川崎委員            漁具については、資料に記載のある形だけが認められるのですか。福井県では四つ手網で実施されている方もいらっしゃいますが、京都府ではそのような漁具は使用できるのでしょうか。

廣岡補佐            漁具の形については、細かい指定等はありません。基本的に一定の川幅を遮断して、いさぎが遡上したところを誘導するような漁具であれば、問題なしと解釈しています。

葭矢会長 操業区域は、舞鶴湾に流れ込む2つの河川になっています。その他の河川として、伊佐津川があったような記憶があるのですが、いかがでしょうか。

尾崎副主査 内水面では、伊佐津川がありますし、久美浜の久美谷川で許可を出していますので、これらの河川でも採捕されています。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長 それでは御質問等ないようですので、この議案につきましては問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨、答申させていただきます。

以上で議案は終了しました。続いて報告事項に移りたいと思います。

まず報告事項（1）「第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会について」、事務局から説明をお願いいたします。

本多次長 （報告事項（1）について報告）

葭矢会長 ありがとうございます。それでは只今の説明につきまして、何か御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

本会には川崎委員が出席されておりましたが、補足として何かありますか。

川崎委員 やはり、遊漁船業に関わる問題は、なかなか折り合いがつかず、話し合いがいつまで続くかわからないような印象でした。

葭矢会長 くらまぐろについては、遊漁でも相当採捕されているということで、委員会指示の中で制限をかけていますが、まだまだいろいろ

課題が出てくるかと思えます。委員会としても、違反者に関する状況について、報告を受けるといった場面も今後出てくると思えますが、これらの結果につきましては、またこの場でご報告させていただくというのが良いと思えます。

その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長            それでは特に御意見はないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項（２）「沿岸くろまぐろ漁業の広域漁業調整委員会承認の更新について」、京都府から説明をお願いします。

廣岡補佐            （報告事項（２）について報告）

葭矢会長            ありがとうございます。それでは只今の報告につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

新規で割り振られる部分については、国の方から一定の枠が配分されると思えますが、その枠の中で考えていくことでよろしいですか。

廣岡補佐            今回、具体的な数字は申し上げませんでした。というのも、広域漁業調整委員会の場でも、具体的な数字は資料的に出されておられません。

ただ、都道府県の担当者レベルでは、一定全国の上限はこれだけという数字は示されておりますので、その中で動くということになります。

葭矢会長            漁協との間で、どういう手続きや段取りで進めていくのか相談されると思えますが、具体的には組合を通じてのやり取りになるということでしょうか。

廣岡補佐            基本的にはそのように考えております。京都府の中で1名だけ、漁業協同組合に所属せずに承認を受けている方がいらっしゃいますが、その方の継続手続きについては、粛々とやらせていただきます。まずは、幅広く組合員の方へアナウンスしていければと、今のところ考えております。

葭矢会長 わかりました。ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、特に御発言等ないようですので、これで報告事項を終了させていただきます。その他、事務局から何かございますか。

本多次長 次回の委員会は、来年1月24日（金）13時30分から、当研修室での開催を予定しております。年明け後に開催通知等を送付させていただきます。

また、2月、3月の委員会開催につきまして、日程調整用紙をお配りしております。特に3月の委員会は、第22期最後の委員会となりますので、できるだけ多くの委員様に出席いただけるよう、調整したいと考えています。早い段階での調整となりますが、回答よろしくお願ひします。

葭矢会長 はい、ありがとうございました。

この1年間、様々な諮問事項に対する答申や協議をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

また来年、新たな気持ちで、この委員会に御協力いただけることをお願いしまして、本日は終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

【閉会 午後2時55分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年12月20日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員